

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金
補助事業等の標目	諏訪市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震に対する特定既存耐震不適格建築物の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりの推進を図ること。
補助事業等の対象者	<p>1 補助事業の対象者は、特定既存耐震不適格建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号又は同条第3号に規定するもの。）の耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する建築物の構造に関する安全性を評価することをいう。）を行う民間事業者又は個人施行者で、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 特定既存耐震不適格建築物の所有権を有する者の代表者</p> <p>(2) 市税の滞納のない者</p> <p>（補助対象となる建築物）</p> <p>2 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受け工事に着手した市内に存する特定既存耐震不適格建築物のうち、次のいずれにも該当しない建築物であること。</p> <p>(1) この取扱基準に基づく補助金の交付又は国若しくは県その他公共団体から耐震診断に関する補助金の交付若しくは融資を受けて、耐震診断を行った建築物</p> <p>(2) 国・県その他の公共団体（独立行政法人又はこれに類する法人等を含む。）が所有権等を有する建築物</p> <p>(3) 建築基準法等に違反している建築物等で、市長が不相当と認める建築物</p> <p>(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する建築物</p>
補助対象経費	<p>補助金の交付の対象となる経費は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び部材の強度調査に要する費用等の合計額とし、特定既存耐震不適格建築物の床面積に応じて、次に定める費用の額を限度とする。</p> <p>面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内</p> <p>面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内</p> <p>面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助対象経費を合算した額の3分の2以内とする。ただし、この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱等（国及び県の補助を伴う事業であり、補助率が決められているため）</p>
補助事業等の評価	完了実績報告及び完了検査により補助事業の内容を審査及び検査の上、担当部署により効果を評価する。

補助事業等の 開始時期	平成21年4月1日
補助事業等の 終了時期	令和8年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 諏訪市建築物耐震改修促進計画 国及び県の補助を伴うため、当該事業が継続する間補助金の交付を行う必要があるため
情報 の 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページで公表する。
そ の 他	<p>(補助金の申請)</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金交付申請書(様式第2号-1)に、下記に定める関係書類を添付して各年度の10月31日までに市長に提出しなければならない。 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金交付決定通知書(様式第3号-1)により通知するものとする。 <p>(事業の変更等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者は、事業内容を変更して実施しようとするときは、諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業計画変更承認申請書(様式第4号-1。以下「変更申請書」という。)に下記に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 市長は、変更申請書を受理したときは、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業計画変更承認通知書(様式第4号-2)により申請者に通知するものとする。 申請者は、耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又は耐震診断の遂行が困難になったときは、速やかに諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業遅滞等報告書(様式第4号-3。以下「遅滞等報告書」という。)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。 市長は、遅滞等報告書を受理し、その内容を審査したとき、その他耐震診断の実施について必要があると認められた場合は、指示書(様式第4号-4)により申請者に指示するものとする。 <p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>申請者は、耐震診断を中止又は廃止をしようとするときは、諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業廃止(中止)届(様式第4号-5)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(完了実績報告)</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者は、耐震診断事業が完了したときは、諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業完了実績報告書(様式第5号-1。以下「実績報告書」という。)に下記に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。 実績報告書は、耐震診断事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。 <p>(補助金の額の確定)</p>

	<p>市長は、実績報告書が提出されたときは、完了に係る検査を行い、適正に事業が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金交付確定通知書（様式第6号-1。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。</p> <p>（補助金の請求） 申請者は、確定通知書を受領した日から起算して10日以内に諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（申請者の責務） 申請者は、この取扱基準に基づく補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>（書類の整理等） 申請者は、補助金の収支に関する領収書等関係書類を当該事業完了後5年の間において整理し、保管しなければならない。</p>
提出書類	<p>(1) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業計画書 ② 補助対象建築物の案内図、配置図、各階現況平面図及び立面図 ③ 事業に係る費用の見積書及び仕様書 ④ 申請者が補助事業等の対象者であることを証する書類 ⑤ 耐震診断者の資格を証明する書類の写し ⑥ その他 市長が必要と認める書類 <p>(2) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金交付決定通知書（様式第3号-1）</p> <p>(3) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業計画変更承認申請書（様式第4号-1）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更後の特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業計画書 ② 変更後の耐震診断に係る経費の見積書及び仕様書 ③ その他 市長が必要と認める書類 <p>(4) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業計画変更承認通知書（様式第4号-2）</p> <p>(5) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業遅滞等報告書（様式第4号-3）</p> <p>(6) 指示書（様式第4号-4）</p> <p>(7) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業廃止（中止）届（様式第4号-5）</p> <p>(8) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業実績報告書（様式第5号-1）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐震診断結果報告書 ② 耐震診断に係る請負契約書の写し ③ 耐震診断に係る領収書の写し ④ その他、市長が必要と認める書類 <p>(9) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金交付確定通知書（様式第6号-1）</p> <p>(10) 諏訪市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業補助金支払請求書（様式第9号）</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>

担 当 部 署	諏訪市 建設部 都市計画課 建築住宅係
---------	---------------------

平成21年 4月 1日 制定 (平成21年 4月 1日 施行)
平成25年11月25日 一部改正 (平成25年11月25日 施行)
平成26年 5月12日 一部改正 (平成26年 5月12日 施行、平成26年 4月 1日 適用)
平成28年 3月16日 一部改正 (平成28年 4月 1日 施行)
平成29年 5月 9日 一部改正 (平成29年 5月 9日 施行)
令和元年11月 8日 一部改正 (令和元年11月 8日 施行)
令和3年5月18日 一部改正 (令和3年5月18日 施行、令和3年4月1日 適用)